

第4回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
82	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の概要	1
83	嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の概要	3
84	嬉野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表	7
85	嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	28
86	嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表	30
87	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市茶業研修施設）	32
88	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市営嬉野温泉公衆浴場）	41
89	武雄市認定路線位置図及び確認図	50
90	佐賀県西部広域環境組合格約の一部を変更する規約 新旧対照表	55

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例【概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の公布により、平成28年1月1日から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります。

主なスケジュール

- ・平成27年11月中旬 個人番号の付番・通知
- ・平成28年 1月 個人番号の利用開始、個人番号カードの交付開始
- ・平成29年 7月 国、地方公共団体、他の行政機関との間での個人番号を利用した情報連携開始（番号制度の本格運用開始）

1 条例制定の趣旨

番号法では、住民票を有するすべての方に12桁の個人番号を付番することとされています。

個人番号を利用することで、国、県及び市町村など複数の機関が保有する個人の情報を連携させることができるようになり、年金や福祉給付等の申請時に必要な所得証明書等の添付書類を削減するなど市民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。

国や都道府県など嬉野市以外の機関との情報連携は、番号法に定められた事務において情報提供ネットワークシステムという新たな仕組みを介して行うことができます。

しかし、市町村などが番号法に定められていない独自の行政サービスを実施する事務（独自利用事務）において個人番号を利用する場合や個人番号を利用している事務において市の執行機関内（例えば市長部局内の税担当課と福祉担当課など）で個人番号を含む個人情報（特定個人情報）の連携を行う場合は、番号法第9条第2項に基づき条例を定める必要があります。

また、市の他の執行機関間（例えば市長部局と教育委員会など）で特定個人情報の連携を行う場合も番号法第19条第9号に基づき条例を定める必要があります。

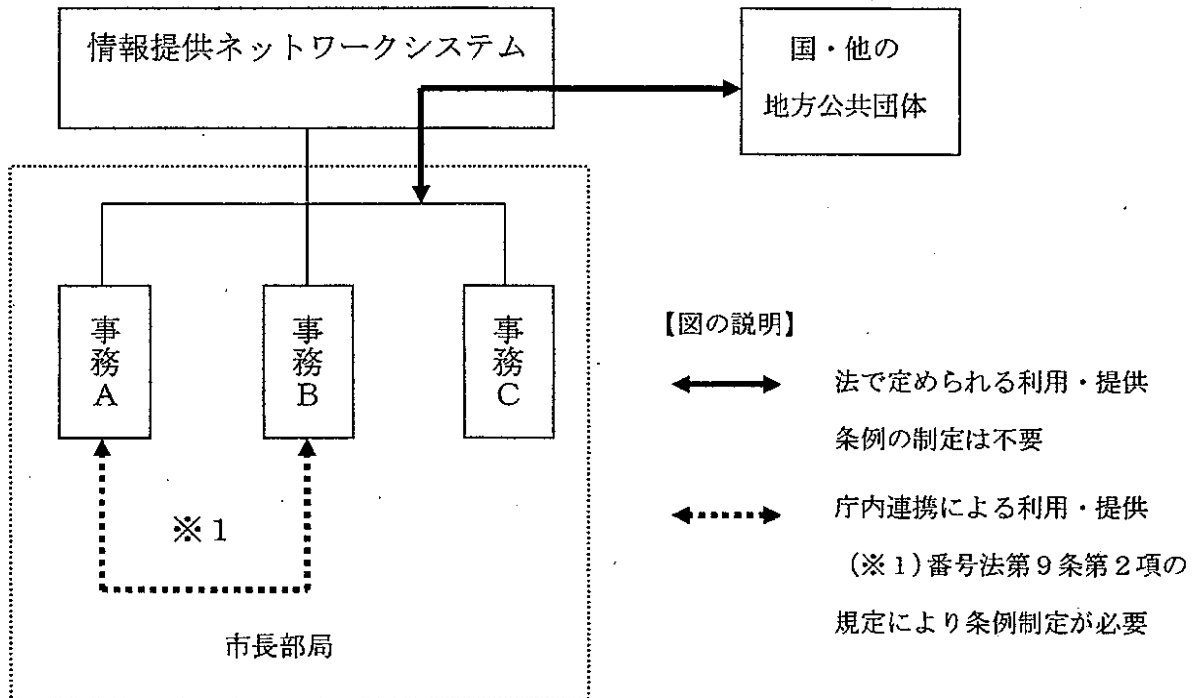
このようなことから、個人番号の利用についての条例を制定します。

2 嬉野市での個人番号利用の基本的な考え方

嬉野市での個人番号の利用については、次の場合としています。

番号法別表第1及び別表第2に規定されている事務に関する情報を同一機関内で庁内連携により他の事務に使用する場合(※1)(平成28年1月利用開始)

3 庁内連携のイメージ



嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の概要

1. 制定の理由

○市の諸施策と密接に関連する公益的法人への職員派遣を通じて公民の適切な連携協力による諸施策の推進を図る。

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、職員派遣の適正化及び手続等の透明化・職員の身分取扱等の明確化を図り公益的法人等へ派遣する制度を整備する。

2. 制度の概要

○法では、公益法人等への派遣制度及び営利法人への退職派遣制度の2つの制度が設置された。嬉野市では営利法人への退職派遣制度は、今回導入しない。

—公益法人等への派遣制度—	—営利法人への退職派遣制度—
対象法人を限定し、身分を有したまま派遣 県内：6市	対象法人を限定し、一旦退職のうえ派遣 県内：2市
1 対象法人 公益法人等(民法法人、特別の法律により設立された一定の法人及び地方六団体)のうち、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要	1 対象法人 当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助

<p>なものとして、<u>条例で定めるもの。</u></p>	<p>助が必要なものとして、<u>条例で定めるもの。</u></p>
<p>2 派遣前の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任命権者と対象法人との間で業務内容等について取決めを締結(主として地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有すると認められる業務等に限定) ・ 職員に取決めの内容を明示・職員の同意 	<p>2 派遣前の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任命権者と対象法人との間で業務内容等について取決めを締結(主として地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有すると認められる業務等に限定) ・ 職員に取決めの内容を明示・任命権者の要請に応じ、職員が退職
<p>3 派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間：3年以内(5年まで延長可) ・ 取決めに従って対象法人の業務に従事 ・ 給与：委託業務や共同業務等に従事する場合には支給可 (<u>条例の規定要</u>) ・ 服務：身分上の服務の適用あり <p>(信用失墜行為の禁止・政治的行為の制限等)</p>	<p>3 派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間：3年以内 ・ 取決めに従って対象法人の業務に従事 ・ 給与：支給せず ・ 服務：適用なし

<p>4 復職</p> <p>・ 期間満了の場合等には復職</p>	<p>4 復職</p> <p>・ 期間満了の場合等には、地公法の欠格条項に該当する場合等を除き採用</p>
-----------------------------------	---

3. 条例の内容

(1) 第1条(趣旨)

公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めることを規定

(2) 第2条(職員の派遣)

職員の派遣にあたり、派遣先及び派遣対象外の職員等を規定

【派遣先:法第2条第1項各号に掲げる団体のうち規則で定めるもの】
 一般社団法人又は一般財団法人など法第2条第1項各号に掲げる団体
 規則で制定する団体は、一般社団法人嬉野温泉観光協会

【派遣対象外職員】

- ① 一般職非常勤職員等(一般職非常勤職員・臨時職員)
- ② 条件附採用職員
- ③ 定年後、期限を延長されている職員
- ④ 休職中の職員

【派遣先団体と合意しておくべき事項】

- ① 福利厚生に関する事項
- ② 従事する業務の状況の連絡に関する事項

(3) 第3条(派遣職員の職務への復帰)

派遣職員が職務へ復帰する場合を規定。

- ① 派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- ② 職員派遣が法又は条例の規定に適合しなくなった場合
- ③ 職員派遣が派遣先団体との取り決めに反することとなった場合
- ④ 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、又はその職に必要な適性を欠く場合
- ⑤ 心身の故障のため長期の休養を要する場合又は刑事事件に関し起訴された場合又は、災害等により生死不明となった場合
- ⑥ 地方公務員法若しくは嬉野市条例、規則等に違反した場合、また、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

(4) 第4条(派遣職員の給与)

派遣職員(企業職員及び技能労務職員を除く。)が派遣先団体で従事する業務が市の委託業務、市と共同して行う業務等で、市の事務事業の効率的な実施が図られると認められるものであるときは、市が職員派遣の期間中の給与の100分の100以内を支給することができることを規定

【給与の種類】

給料、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当

(5) 第5条(職務に復帰した職員に関する嬉野市職員の給与に関する条例の特例)

職員派遣から職務に復帰した職員が、派遣先の業務(通勤を含む)において負傷、罹患し休職している場合は、派遣先の業務を公務とみなし、休職中の給与の全額を支給することを規定

(6) 第6条(派遣職員の復帰時における処遇)

派遣職員が職務に復帰した場合の職務の級及び号給について、他の職員との権衡上必要な場合は調整を行うことができることを規定

(7) 第7条(職務に復帰した職員に関する嬉野市職員の休日及び休暇に関する条例の特例)

職員派遣から職務に復帰した職員が、派遣先の業務(通勤を含む)において負傷、罹患し療養が必要な場合は、派遣先の業務を公務とみなし、療養期間中は有給休暇とすることを規定

(8) 第8条(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

企業職員及び技能労務職員である派遣職員について、(4)と同様に市が職員派遣の期間中の給与の100分の100以内を支給することができることを規定

【給与の種類】

給料、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当

(9) 第9条(報告)

任命権者(市長である任命権者を除く。)に派遣職員及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等の市長への報告義務を規定

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

嬉野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u></p> <p>第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、徴収金を分割して納付し、又は納入させる方法(以下「分割納付又は分割納入」という。)とする。</p> <p>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の分割納付又は分割納入においては、各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p> <p>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければなら</p>	<p>第8条から第17条まで 削除</p>

ない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で

定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3. 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4. 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類

5. 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6. 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第4号に掲げる書類

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割納付又は分割納入について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割納付又は分割納入について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又

は各納入期限及び各納付期限又は各納入
期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に
規定する条例で定める書類は、次に掲げる書
類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに
掲げる書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条
例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに
掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用
する法第15条の2第8項に規定する期間
は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定め
る場合は、猶予に係る金額が100万円以下
である場合、猶予期間が3月以内である場合
又は担保を徴することができない特別の事
情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示
送達は、嬉野市公告式規則（平成18年嬉野
市規則第1号）第2条の規定に基づき行うも
のとする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しく
は事業所を有しない法人（以下この節におい
て「外国法人」という。）に対するこの節の
規定の適用については、恒久的施設（法第2
92条第1項第14号に規定する恒久的施
設をいう。）をもって、その事務所又は事業

(公示送達)

第18条 地方税法（昭和25年法律第226
号。以下「法」という。）第20条の2の規
定による公示送達は、嬉野市公告式規則（平
成18年嬉野市規則第1号）第2条の規定に
基づき行うものとする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しく
は事業所を有しない法人（以下この節におい
て「外国法人」という。）に対するこの節の
規定の適用については、恒久的施設（法人税
法第2条第12号の18に規定する恒久的施
設をいう。）をもって、その事務所又は事業

所とする。

3 (略)
(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3~6 (略)
(市民税の申告)

第36条の2 (略)

2~7 (略)

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による

所とする。

3 (略)
(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。

3~6 (略)
(市民税の申告)

第36条の2 (略)

2~7 (略)

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による

申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

(2) (略)

(3) (略)

3 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人

申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

3 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人

若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人

若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(5) (略)

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」とい

(2)～(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(5) (略)

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」とい

う。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) (略)

3 (略)

(住宅用地の申告)

う。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(5) (略)

3 (略)

(住宅用地の申告)

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

第1号若しくは第2号又は第3項第1号
若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) (略)

2 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている

(2)～(6) (略)

2 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

(3)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受け

者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) (略)

3～5 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

ている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) (略)

3～5 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項

において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第39項に規定する条例

において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第37項に規定する条例

で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震

改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準

改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準

適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

第16条の2 削除

適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) (略)

（たばこ税の税率の特例）

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第98条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

<u>を有しない者にあつては、住所及び氏名)</u>	
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
4 (略)	4 (略)

嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例【第1条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第3号の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、前項第1号に該当する者のうち、納期限前7日までに申請書を提出することが困難と認められるもの、又は同項第3号に該当する者に係る申請書の提出についてのこの項前段の規定の適用については、「納期限前7日までに次に」とあるのは、「次に」とする。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第6項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定</u></p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第3号の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、前項第1号に該当する者のうち、納期限前7日までに申請書を提出することが困難と認められるもの、又は同項第3号に該当する者に係る申請書の提出についてのこの項前段の規定の適用については、「納期限前7日までに次に」とあるのは、「次に」とする。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第6項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を</u></p>

により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。	含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。
--	-------------------------------

嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例【第2条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。<u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>附則第16項の改正規定（「<u>配当所得</u>」を「<u>利子所得、配当所得及び雑所得</u>」に改める部分に限る。）</u> 平成28年1月1日</p> <p>(2) <u>附則第5項及び第8項から第18項までの改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項の規定</u> 平成29年1月1日</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新条例附則第5項及び第8項から第14項までの規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。<u>ただし、附則第5項及び第8項から第18項までの改正規定は、平成29年1月1日から施行する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新条例附則第5項及び第8項から第14項までの規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。</u></p>

嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案			現 行				
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）				
事業の内容	賦課基準		備考	事業の内容	賦課基準		備考
	国又は県から当該事業の一部について負担又は補助がある場合				国又は県から当該事業の一部について負担又は補助がある場合		
農地・農業用施設災害復旧事業	農地	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		農地・農業用施設災害復旧事業	農地	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	施設	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内			施設	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内	
農業用施設災害復旧関連事業	前記農地及び施設の負担率の例による			農業用施設災害復旧関連事業	前記農地及び施設の負担率の例による		
林道開設改良事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			林道開設改良事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		
林地崩壊防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			林地崩壊防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		
県単ため池災害防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内			県単ため池災害防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内		
ため池等整備事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗			ため池等整備事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗		

	じて得た額の範囲内				じて得た額の範囲内
県単農林地崩壊防止事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		県単農林地崩壊防止事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
県単農地災害復旧事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		県単農地災害復旧事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
県単さが農業農村振興整備事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		県単さが農業農村振興整備事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
地域活性化・生活対策臨時交付金事業	補助対象事業費の額に5分の1を乗じて得た額の範囲内		地域活性化・生活対策臨時交付金事業	補助対象事業費の額に5分の1を乗じて得た額の範囲内	
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		地域農業水利施設ストックマネジメント事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
農業基盤整備促進事業	補助対象事業費から 国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		農業基盤整備促進事業	補助対象事業費から 国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
基幹水利施設等緊急補修事業	補助対象事業費から 国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内				

嬉野市茶業研修施設
指定管理候補者選定協議報告書

平成27年10月30日

嬉野市指定管理者選定委員会

1. 報告

嬉野市茶業研修施設の指定管理者の選定にあたり、嬉野市指定管理者選定委員会は応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査(プレゼンテーション・ヒアリング)等を行った。

この度、審査が終了し指定管理候補者を選定したので、ここに審査結果を報告する。

2. 選定委員会 選定委員 (順不同)

委員長	中島庸二	嬉野市役所 副市長
委員	池田英信	嬉野市役所 総務企画部長
〃	犬尾敦弘	嬉野市地域コミュニティ運営協議会連携・交流会 会長 五町田地区コミュニティ 会長
〃	桑原泰蔵	桑原税理士事務所 税理士
〃	波田アイ子	嬉野市男女共同参画審議会 会長

3. 募集及び選定の経過

(募集経過)

- 平成27年 8月 3日 指定管理者募集の告示及び募集開始
- ・市の掲示板に告示
 - ・広報手段を市のホームページで一般公募
- 平成27年 8月 3日 募集要項の配布開始
～8月21日 募集場所 ①嬉野市役所 うれしの茶振興課
②市のホームページからのダウンロード
- 平成27年 8月 5日 応募意思届出書の受付及び応募に関する質問票受付
～8月21日
- ・質問票による問い合わせ 1件
 - ・1社からの応募意思届出書の提出有

平成27年 8月10日 質問票に対する回答期限
～8月24日 ・質問内容に対して回答

平成27年 8月 5日 申請書受付期間
～8月31日 ・1社からのみ申請書提出

平成27年 8月31日 指定管理者募集締切

(選定結果)

平成27年 9月18日 第1回指定管理者選定委員会
1) 指定管理者選定委員委嘱状交付
2) 委員長選出
3) 会議の公開・非公開
4) 指定管理者選定のスケジュール説明
5) 対象施設の概要説明
6) 審査方法・選定基準・審査表説明
7) 疑問点及び意見集約
8) 対象施設の見学

平成27年10月 9日 申請団体に対しての疑問点及び意見集約締切
委員からの疑問点、質問書の提出有

平成27年10月19日 第2回指定管理者選定委員会
1) 前委員会での指摘事項の確認
2) 申請団体プレゼンテーション
3) 申請団体ヒアリング
4) 採点

平成27年10月27日 市長への協議報告書提出

4. 審査方法、審査基準及び採点表

第1回選定委員会の際、募集要項で示した選定基準を基に事務局で作成した採点表(案)の内容及び基準点について検討した。

【審査方法】

・事前確認

第1回選定委員会前に申請書類を事務局から各委員会へ送付し事前確認を行う

・照会

事前確認して生じた疑問点等を第1回選定委員会時に集約し申請者へ照会する

・プレゼンテーション

第2回選定委員会時に申請者より応募に関する提案をしてもらう

・面接

プレゼンテーション終了後に申請者に対しヒアリングを行う

・採点

プレゼンテーション及び面接による審査結果を勘案し審査表に採点を行う

・候補者決定

採点結果の合計点数を選定委員数で割り、平均70点以上となった場合に申請者を候補者とする

【審査基準】

<条例で提示した審査基準>

- ・公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること(第5条)
- ・事業計画書等の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第5条)
- ・事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること(第5条)

※条例=嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例

<募集要項で提示した審査基準>

・提案内容について

- (1) 提案内容が「うれしの茶」の普及推進を図るために適したものか
- (2) 提案内容が、具体性、現実性があるものか

- (3) 提案内容が、施設の設置目的を達成するものか
・収支計画書の収入・支出の見積額及びその内容の評価

【採点表】

*基準点について（事務局提案）

①基準点を平均点より高い70点と定め、委員の平均点はその点数を超えた場合に指定管理候補者とする

⇒委員と検討した結果①案で採点することとした

上記の検討結果をもとに作成した採点表を「表 嬉野市茶業研修施設選定基準 採点表」に示す。

嬉野市茶業研修施設選定基準 採点表

申請者:

選定基準	具体的な評価項目	配点	採点
I 茶業研修施設の設置目的の確実な実施が見込まれること	・管理運営の基本方針が、施設の設置目的に一致しているか。	10	
	・管理運営を希望する目的・理由が妥当なものであるか。	5	
	・管理運営の計画が、地元や市内外の各種団体、教育機関等との連携等を意識したものになっているか。	5	
	・管理運営の計画に独自性や斬新さはあるのか。	5	
	・職員の雇用や業務委託の発注、物品の調達等について、市内からの雇用や市内業者への発注等に配慮されているか。	5	
II 茶業研修施設の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	・閉館日、時間等について、利用者の便に配慮したものとなっているか。	5	
	・来客者へのサービス向上を考慮されているか。		
	・運営全般について、市民協働を意識した計画となっているか。	5	
	・広報・誘客について、実現可能性が高い計画となっているか。	5	
	・運営全般について、これまでにない新たな視点や取組がなされる計画となっているか。	5	
	・管理経費の縮減が図られているか。	5	
	・収支計画について、実現可能性は十分か。	10	
III 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること	・運営に必要な組織体制及び人数が配置されているか。	5	
	・運営に必要な又は望ましい専門の職員等が適切に配置されているか。(配置されていない場合は失格とする)	5	
	・館長など管理責任者について、適切な人材が確保されているか。	5	
	・職員の指導育成、研修体制は十分か。		
	・利用者からの苦情等に対して、適切な対応がなされるか。	5	
	・申請者の財務状況は良好か。	5	
IV セキュリティ	・事故防止などの安全管理対策、体制は十分か。	5	
	・事故及び災害時の危機管理対策・対応体制は十分か。		
	・個人情報の保護、情報公開、嬉野市茶業研修施設条例など法令遵守について、十分配慮がなされているか。	5	
合 計		100	

採点基準の目安

※1 配点が10点満点の場合

大変良い(10)、良い(8)、普通(6)、多少不十分(4)、不十分(2)、劣っている(0)

※2 配点が5点満点の場合

大変良い(5)、良い(4)、普通(3)、多少不十分(2)、不十分(1)、劣っている(0)

指定管理者選定委員 氏名()

5. 審査経緯

今回応募者が1社であったため、この1社が指定管理候補者として適当か否かについて、申請団体プレゼンテーション・ヒアリング等により審査を行った。ヒアリングの質問及び回答は下記の通り。

1) 嬉野市茶業研修施設・・・佐賀県農業協同組合

申請団体プレゼンテーション要旨

事業所の説明。指定管理業務に対しての業務内容。安全面の注意。今後指定管理業を受けた場合の事業の取組。今後お茶になじみのない人にも興味をもってもらおうようにしたい。質問事項についての回答。

申請団体ヒアリング

委員：お茶の機械を動かす期間は集中しているがそれ以外の時はどうしているのか。

農協：三番茶や秋冬番茶、大麦若葉などで稼働率を上げる製茶工場もあるが稼働するのに投資がかかるので茶価が上がらないといけない。

委員：営農課会議には嬉茶楽館館長も出席されているのか。また来館者の中に外国人の方がいるが言葉などはどうしているのか。

農協：参加しています。旅行会社の方に対応してもらっている。他に市役所で外国語の資料等を作ってもらっている。

事務局：地方創生事業で英語、韓国語、2種類の中国語の4か国語のパンフレットを製作中。

委員：雇用の件で、短期的な期間雇える方を毎年確保できるのか。

農協：対応していきたいと思います。

委員：緊急時の対応については連絡とるとあるが、市役所や警察、消防などの連絡網もできているのか。

農協：農協内での連絡網はできしており、市役所等の連絡についても対応できている。

委員：水とのセットでお茶がおいしくなると思われるが、うれしの茶に水が合わなかったときのPRの対応はどうしているのか。

農協：硬質と軟質の違いがあげられるが、水を容器に一晩溜めておき上水だけを沸騰させて飲むと良いと説明している。

上記以外に、第1回指定管理者選定委員会時に集約した疑問点及び意見の回答を次へと示す。

嬉野市産業建設部指定管理者選定委員会時の
市茶業研修施設「嬉茶楽館」についての質問書の回答

佐賀県農業協同組合 嬉野支所 営農課

質問者 選定委員

1、研修施設の設立に至った経緯からして、収益性を求める施設ではないが、うれしの茶ブランド確立に向けた活動が、一定の成果を収めているのは確かであり、今後全国的な茶生産地として発展するため、指定管理者として「嬉茶楽館」との連携をどの様に考えているのか、またその対策は有るのか。

【回答】 「嬉茶楽館」が設立して以来5年連続農林水産大臣賞・産地賞を「うれしの茶」の産地から受賞する事が出来ました。この功績は、「嬉茶楽館」の設立の賜物だと考えています。また、生産者・JAもこの研修施設「嬉茶楽館」が出来た事で、「うれしの茶」ブランド発信の中心となって技術革新やPR等ができていていると感じています。

今後も嬉野市・茶生産者・JAと連携を密にする事により全国茶品評会での上位入賞を続けて、蒸し製玉緑茶・釜炒り茶・紅茶等の「うれしの茶」ブランドの更なる発展と地域住民や一般消費者へのPRができると考えています。

2、市茶業研修施設条例の第3条(1)(2)(3)に関し、それぞれ具体的に実績など活動状況はどのようになっているのか。

第3条 施設の事業は、次のとおりとする。

- (1) 栽培技術や加工技術の研修のための施設の提供に関する事
- (2) 茶業経営の研修のための施設の提供に関する事
- (3) その他前2号に掲げるもののほか、第1条に定める設置目的の達成に必要な業務

【回答】 栽培技術や加工技術の研修については、茶園の土壌診断に基づいての施肥や各時期における管理指導及び製茶機械を使用する加工技術研修会を行っている。また、生産者も経営者としての意識改革のためパソコンによる記帳指導会や茶園毎の収支による管理技術の向上研修会を開催しています。

H26年度実績 ①研修会 51回 ②来館者 3,942名(内外国人257名)
③お茶の淹れ方教室 50回 ④茶染め教室 52回

3、地域(住民・各種団体・他施設等)との連携の実態と今後の対策については。

【回答】 平成23年度に指定管理を受けて以降、嬉野温泉旅館組合や地域婦人会・老人会等にご協力いただき宿泊客や一般消費者に対して施設の見学及びうれしの茶の美味しい淹れ方教室、茶染め体験等の普及PR活動等を行っている。また、今後市が建設予定の「うれしの茶」交流館と一体となって「うれしの茶」ブランドの発信に努力していきたい。

質問者 選定委員

1、人件費1,160万円の内訳はどうなっているのか。

【回答】 昨年の(H26年度)人件費予算額 1,172万円に対して、実績が1,140万円となっている。過去の実績を考慮し1,160万円とした。

※内訳は下記の通りです。(福利厚生費等含む)

- | | | |
|-------------------|----|-------|
| ①総括責任者(館長)他年間雇用職員 | 3名 | 800万円 |
| ②茶技術職者(研修会等期間派遣) | 2名 | 170万円 |
| ③茶技術補助員(半年雇用) | 2名 | 190万円 |

以上

6. まとめ

今回の選定基準についての検討結果や委員の意見、要望、ヒアリング結果等を踏まえて選定委員5名が個別採点を行った結果

嬉野市茶業研修施設の委員全体の平均点が81.6点となり、基準点である70点を超えた。よって佐賀県農業協同組合を指定管理者候補者として決定した。

採点結果

申請団体	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均
佐賀県農業協同組合	78	73	91	87	79	408	81.6

総評

今回の審査にあたり茶業研修施設については書類審査、お茶の製造機械、製造量、茶価等の専門的な説明があり審査が困難だったと思われる。しかし、5年連続農林水産大臣賞受賞などの実績や事業計画に沿った管理運営、地域との連携により嬉野市の発展に繁栄されることが見込まれる。また、今後外国人観光客の増加に伴って、外国語版パンフレットの作製などサービス関連にも力を入れていることから指定管理者候補者に適当と評価された。

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場
指定管理候補者選定協議報告書

平成 27 年 10 月 30 日

嬉野市指定管理者選定委員会

1. 報告

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場の指定管理者の選定にあたり、嬉野市指定管理者選定委員会は応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を行った。

この度、審査が終了し指定管理候補者を選定したので、ここに審査結果を報告する。

2. 選定委員会委員（順不同）

委員長	中島庸二	嬉野市役所 副市長
委員	池田英信	嬉野市役所 総務企画部長
〃	犬尾敦弘	嬉野市地域コミュニティ運営協議会連携・交流会 会長 五町田地区コミュニティ 会長
〃	桑原泰蔵	桑原税理士事務所 税理士
〃	波田アイ子	嬉野市男女共同参画審議会 会長

3. 募集及び委員会の経過

【募集経過】

- 平成27年 8月 3日 指定管理者募集の告示及び募集開始
・市役所掲示板にて告示
・市ホームページにて一般公募
- 平成27年 8月 3日 募集要項の配布開始
～8月21日
・配布場所 1.嬉野市役所 うれしの温泉観光課
2.市ホームページからのダウンロード
・応募受付場所 1.嬉野市役所 うれしの温泉観光課
- 平成27年 8月 5日 応募意思届出書の受付及び応募に関する質問票受付
～8月21日
・1者から応募意思届出書提出
・質問票提出者なし
- 平成27年 8月10日 質問票に対する回答期限

～8月24日 ・質問なし

平成27年 8月 5日 申請書受付期間
～8月31日 ・1者から申請書提出

平成27年 8月31日 指定管理者募集締切

【委員会経過】

- 平成27年 9月18日 第1回指定管理者選定委員会
- (1) 指定管理者選定員委嘱状交付
 - (2) 委員長選出
 - (3) 会議の公開・非公開
 - (4) 指定管理者選定のスケジュール説明
 - (5) 対象施設の概要説明
 - (6) 審査方法・選定基準・審査表説明
 - (7) 疑問点及び意見集約
 - (8) 対象施設の見学
- 平成27年10月 9日 申請団体に対しての疑問点及び意見集約締切
・委員からの疑問点、質問書の提出有
- 平成27年10月19日 第2回指定管理者選定委員会
- (1) 前委員会での指摘事項の確認
 - (2) 各申請団体プレゼンテーション
 - (3) 各申請団体ヒアリング
 - (4) 採点
- 平成27年10月30日 市長への協議結果報告書提出

4. 審査方法、審査基準及び採点表

- 第1回選定委員会において、募集要項で示した選定基準を基に事務局で作成した基準点及び採点表（案）の内容について検討した。

【審査方法】

- ・事前確認

第1回選定委員会前に申請書類を事務局から各委員へ送付し事前確認を行う

- ・照会

事前確認して生じた疑問点等を第1回選定委員会時に集約し申請者へ照会する

- ・プレゼンテーション

第2回選定委員会時に申請者より応募に関する提案をしてもらう

- ・面接

プレゼンテーション終了後に申請者に対しヒアリングを行う

- ・採点

プレゼンテーション及び面接による審査結果を勘案し審査表により採点を行う

- ・候補者決定

採点結果の合計点数を選定委員数で割り、平均60点以上となった場合に申請者を候補者とする

【審査基準】

<条例で提示した審査基準>

- ・公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること
(第5条)
- ・その管理に係る経費の縮減が図られているものであること (第5条)
- ・事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること (第5条)

※条例＝嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例

<募集要項で提示した審査基準>

- ・提案内容について
 - (1) 提案内容は「公衆浴場」の利用促進を図るために適したものか
 - (2) 提案内容は、具体性、現実性があるものか
 - (3) 提案内容は、施設の設置目的を達成するものか
 - (4) 提案内容は、管理に係る経費の縮減が図られるものか
 - (5) 提案内容は、収益性のある運営が図られるものか
- ・収支計画書の収入・支出の見積額及びその内容について

【採点表】

<事務局提案>

- ・採点結果の合計点数を選定委員数で割り、平均 60 点以上となった場合に申請団体を候補者とする
- ・採点表案別紙のとおり

<協議>

- ・候補者決定のボーダーラインを、平均 60 点以上ではなく、上方修正するよう要望する
- ・審査項目については審査基準と整合しているため、提案のとおりとする

■ 第 1 回選定委員会において指摘を受けた事項について事務局で協議し、第 2 回選定委員会において提案した。

【採点表】

<事務局提案>

- ・候補者決定のボーダーラインを、採点結果の合計点数を選定委員数で割った点数が平均 60 点以上になった場合ではなく、平均 70 点以上になった場合とする
- ・審査において、採点表に示している基準点目安以外の点数による評価も可とする

<協議>

- ・事務局提案のとおりとする

雄野市営雄野温泉公衆浴場 指定管理候補者審査表 (案)

要件 【審査基準】	審査項目	審査資料	審査の視点	配点	採点
(1) 経歴および事業計画が市長の平等利用その他の観点から適切なものであること 【条例第5条第1号】 【審査要項第7の1-(3)】	①管理運営の方針 ②平等利用・安全確保	事業計画書 (様式第2号) ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング	①管理運営の方針が施設の設置目的、当該事業の目的等に照らし、具体的に示されているか。 ②住民の平等利用や安全の確保等、その他当該事業において回避しなけれはならない事象(リスク)を具体的に認識したうえで、具体的な対応策を講じているか。	15	
(2) 募集計画を審査かつ安定的に実施することに必要となる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること 【条例第5条第2号】 【条例第5条第3号】 【審査要項第7の1-(4)】 【審査要項第7の1-(5)】 【審査要項第7の2】	①安定的な経営状況、経営能力 ②財務状況、経営状況 ③事業実績	事業計画書 (様式第2号) ヒアリング 収支予算書 (様式第3号) ヒアリング 経営者経歴調査及び財産目録等 ヒアリング ヒアリング	①当該管理運営を行うべく、必要となる経営資源(人員、物資、資材、資格、ノウハウ等)を具体的に認識しており、かつ、指定期間を通じてそれらを確保する方針を講じているか。 ②事業内容に比べて、財務計画や組織体制は適当でないと、また経営状況に問題はないか。 ③当該施設の管理運営業務と類似した実績があるか。また、過去に当該施設と類似する施設を管理運営していた場合の実績。	10	
(3) 利用者の多様なニーズを把握し、特にその立場に立ったサービス向上が提供できること 【条例第5条第1号】 【審査要項第7の1-(1)】 【審査要項第7の1-(2)】	①利用者の特性・ニーズの把握 ②広範・モニタリング計画	事業計画書 (様式第2号) ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング	①当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に把握しているか。 ②利用者への情報提供、広範層にわたる利用者への意見聴取と管理運営への反映について具体的な方策はあるか。 ③個人情報保護・情報公開の考え方が適切か。 ④障害者や高齢者、子ども等の利用への配慮が適切かつ具体的に示されているか。	5	
(4) 浴場の施設目的を効果的に達成し、特にその立場に立ったサービス向上が提供できること 【条例第5条第2号】 【審査要項第7の1-(1)】 【審査要項第7の1-(3)】 【審査要項第7の1-(5)】	①浴場の施設目的を効果的に達成し、特にその立場に立ったサービス向上が提供できること ②施設・付帯設備・職員製品等の維持管理の考え方 ③職員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④利用料金の考え方 ⑤苦情、要望への対応の考え方 ⑥非常時対応	ヒアリング ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング	①休業日、閉業時間の利用サービス向上につながっているか。また、実現可能か。 ②利用者の安全かつ快適な利用という観点から、施設・付帯設備・職員製品等の予防保全の考え方が適切であるか。 ③職員配置(障害者、高齢者を含む)は適切か、人材育成、研修計画は施設の安定的運営、利用者サービス向上に役立つものとなっているか。 ④利用料金(入浴料)及び物品(石鹸、かみそり等)の販売状況等は、市民が利用しやすい、かつ一定の収益負担を考慮したものとなっているか。 ⑤苦情、要望や近隣住民からの苦情、要望への対応の考え方、対応策は適切か。 ⑥災害時非常時に対応できる組織体制が構築されているか。	10	
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること 【条例第5条第2号】 【審査要項第7の1-(2)】	①目標設定 ②目標達成の方策 ③サービス向上・利用促進の方策 ④自主事業の実施計画	事業計画書 (様式第2号) ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング	①当該施設の施設目的を的確に把握し、利用者サービスの向上や円滑な運営をめざし、而かも求める運営目標と同等以上の具体的な目標を設定しているか。また、目標達成のための具体的な方策はあるか。 ②上記の目標や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。 ③利用者の特性・ニーズに合ったサービス向上・利用促進の方策が示されているか。 ④自主事業の計画は、内容に具体性、実現性があり、利用促進又はサービス向上につながるものとなっているか。 ⑤費用効果に合わせた具体的な方策や工夫を講じているか。	10	
(6) 多様な立場に据えられるほか、市長が定める要件 【条例第5条第2号】 【審査要項第7の1-(1)】 【審査要項第7の1-(4)】 【審査要項第7の1-(5)】 【審査要項第7の2】	①経営計画 ②収支計画	事業計画書 (様式第2号) ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング 事業計画書 (様式第2号) ヒアリング	①経営計画、中長期計画、中期計画の母体の影響を踏まえ、利用者への利益の提供等について、地域交流や地域貢献について、地域団体、関係団体、関係者等、市内の団体による取組み等を求め、基本的な考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ②経営計画、中長期計画、中期計画の母体の影響を踏まえ、利用者への利益の提供等について、地域交流や地域貢献について、地域団体、関係団体、関係者等、市内の団体による取組み等を求め、基本的な考え方が適切かつ具体的に示されているか。	5	
※審査において、審査基準点以外の点数による審査も可とする					
合計				100	

評価区分	配点	
	5点	10点
特に優れている(高度な能力を有している)	5点	10点
優れている(十分な能力を有している)	4点	8点
普通(一部の能力を有している)	3点	6点
多少不十分(多少能力が乏しい)	2点	4点
不十分(能力が乏しい)	1点	2点
劣っている(能力がない)	0点	0点

採点者氏名

【採点基準】

5. 審査経緯

今回の申請団体は「一般社団法人 嬉野温泉観光協会」の1者のみであったため、この1者が指定管理候補者として適当か否かについて、申請団体によるプレゼンテーションとヒアリング及び書類確認により審査を行った。

プレゼンテーション内容、ヒアリング内容及び回答は次のとおり。

【申請団体プレゼンテーション要旨】

<一般社団法人 嬉野温泉観光協会>

- ・事業所の説明
- ・指定管理業務に対する業務内容
- ・安全面の注意
- ・職員の質を上げるための研修
- ・今後、指定管理業を受けた場合の事業の取組
- ・入浴時間の延長
- ・年間パスポートを月別パスポートにすることを検討

【申請団体ヒアリング】

委員： 管理運営の実質的な意思決定を行うのはどこなのか。

観協： 運営委員会で協議後に観光協会の総会で決定される。

委員： 運営委員会の主な活動は。

観協： 年2、3回の開催で申請する加盟の事業計画等を作成するなかで意見を参酌しながら内容の充実を図っている。

委員： 人件費の内訳について。

観協： 総勢12名、深夜勤務を含む時間給の額になっている。それ以外に社会保険料等含んでいる。

委員： 安全安心面から地域活動をされているコミュニティ等との連携を密にとり、利用者の安全確保図るとあるが具体的内容は。

観協： 地域住民の組織と地域の事業と一緒に活動しながら連携をとっている。

委員： 利用者からのトラブルはあるか。その内容は、また館内アンケートはどのように活用しているか。

観協： 駐車場に止められない、入浴マナーについて不満等はあるが大きなトラブルはない。

委員： 利用者のモニター制度の実施。また利用者アンケートとは別に地域住民等への関心度を計るアンケートはないか。

観協： 今後接客の内容等を行えるように検討していきたい。アンケートについては

館内アンケートで対応していく。

委員： 施設 2 階の各スペースではどのようなイベント等が実施されているか。

観協： ロコモ予防健康教室、ほっと元気道場、保育園絵画展示等を実施

委員： 施設スタッフの研修実施状況と研修計画は。

観協： 毎月第三水曜日の午後に接遇の在り方、施設の管理、職員が日頃思っていること、シーボルトの歴史についての研修等。また別件だが、文書にて質問のあったシーボルトの湯駐車場の有料化については、その駐車場は商店街を利用される方の場所として考えている。パンフレットについては表記する名称の改正等を行っている。

委員： 外国人方の来客数は、その対応は。

観協： 来客数は把握している。月に 50 人から 60 人くらい。外国語についてはスタッフで話せる者が対応。

委員： 指定管理の期間が 3 年から 5 年に変わったことについての意見はあるか。

観協： 運営としては 3 年の方がしやすい。5 年間だと人事が変わった時の対応がどうなるか分からない。

委員： シーボルトの湯は福祉施設なのか観光施設なのか。

観協： 福祉施設として再建されたが温泉を PR することで観光の施設としてのウェイトが上がってきている。

委員： 利用料金は全体の経費の何割か。

観協： 8 割程度になる。

6. まとめ

今回の選定基準についての検討結果や委員の意見、要望、ヒアリング結果等を踏まえて選定委員 5 名が個別採点を行った結果、委員全体の平均点が 81.0 点となり、基準点である 70 点を超えた。

最後に、この採点結果を委員全員の前で公表し指定管理者として適当であるか諮った結果、申請団体を当該施設の指定管理者候補者として決定した。

【採点結果】

申請団体	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計	平均
一般社団法人 嬉野温泉 観光協会	80	85	79	82	79	405	81.0

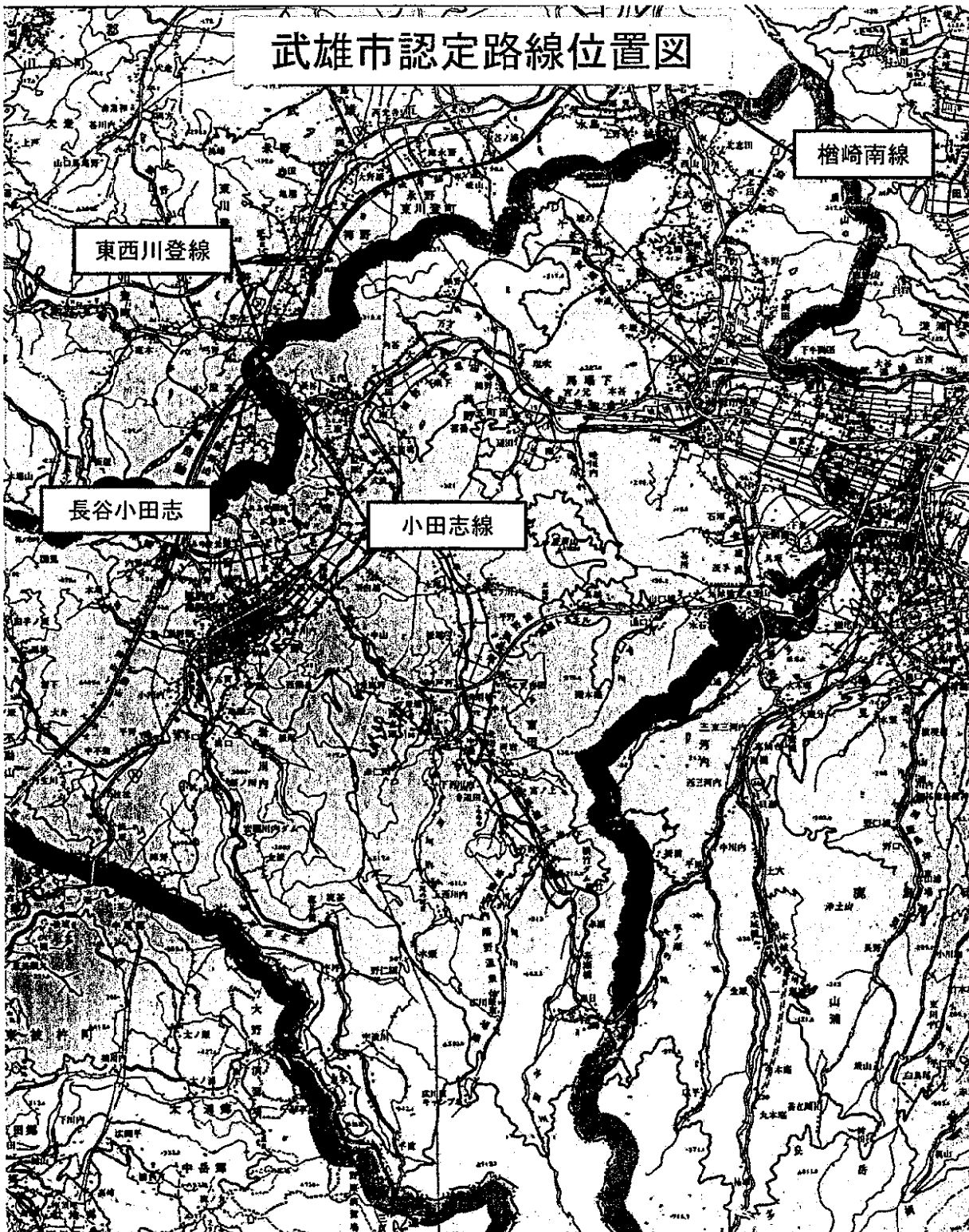
【総評】

今回、提出された事業計画は真新しいものではなかったものの、管理運営に最も必要と考えられる当該施設の設置目的及びその価値を十分に理解した確実な運営を実施しようとしていることが評価された。また、バランスのとれた収支計画が立てられてあることも評価された。

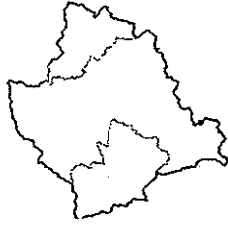
申請団体を指定管理者と認定し、当市行政と連携をとっていくことは、当市観光行政の発展に大きく寄与されることが見込まれる。

以上

武雄市認定路線位置図



武雄市認定路線
確認

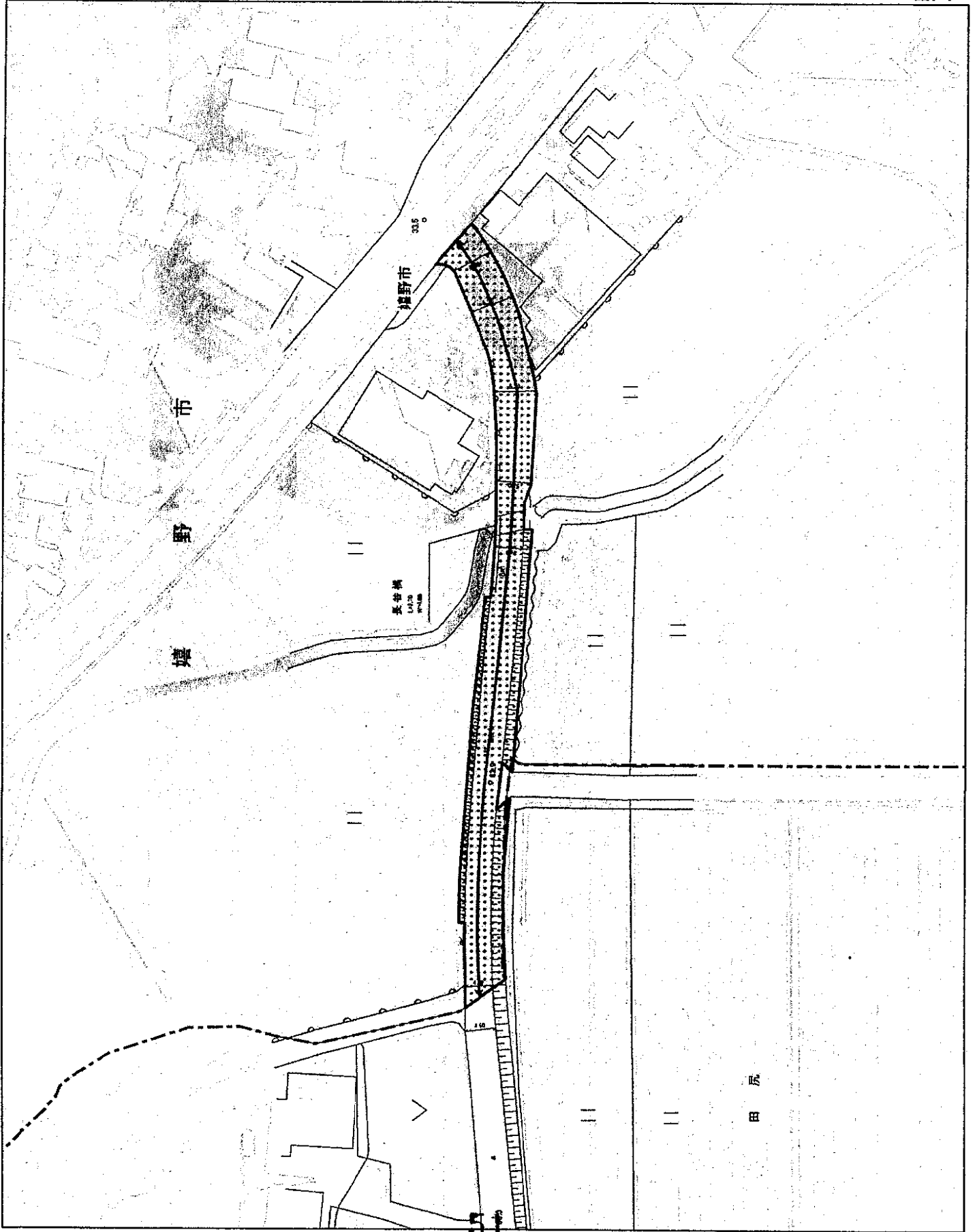


①

S=500

凡例

- 行政界
- 雄野市域
- 雄野市域区間



路線名：小田志線
市域外延長：111.0m
市域外面積：638.0m²

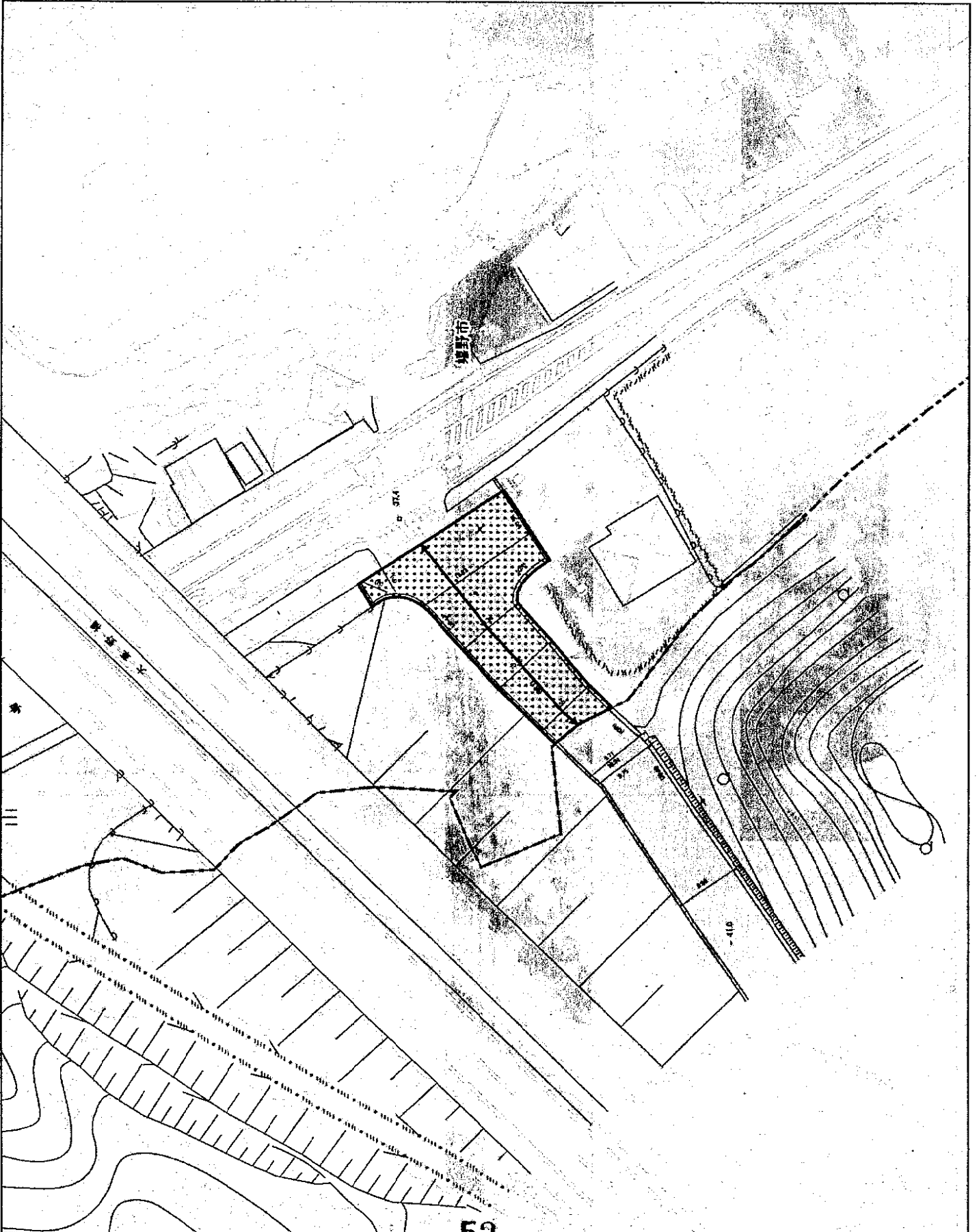
武雄市認定路線
確認



②

S=500

- 凡例
- 行政界
 - ▨ 雄野市域
 - ↔ 雄野市域区間



路線名：裏谷小田志線
市域外延長：34.3m
市域外面積：484.7m

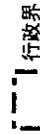
武雄市認定路線
確認図



③

S=500

凡例

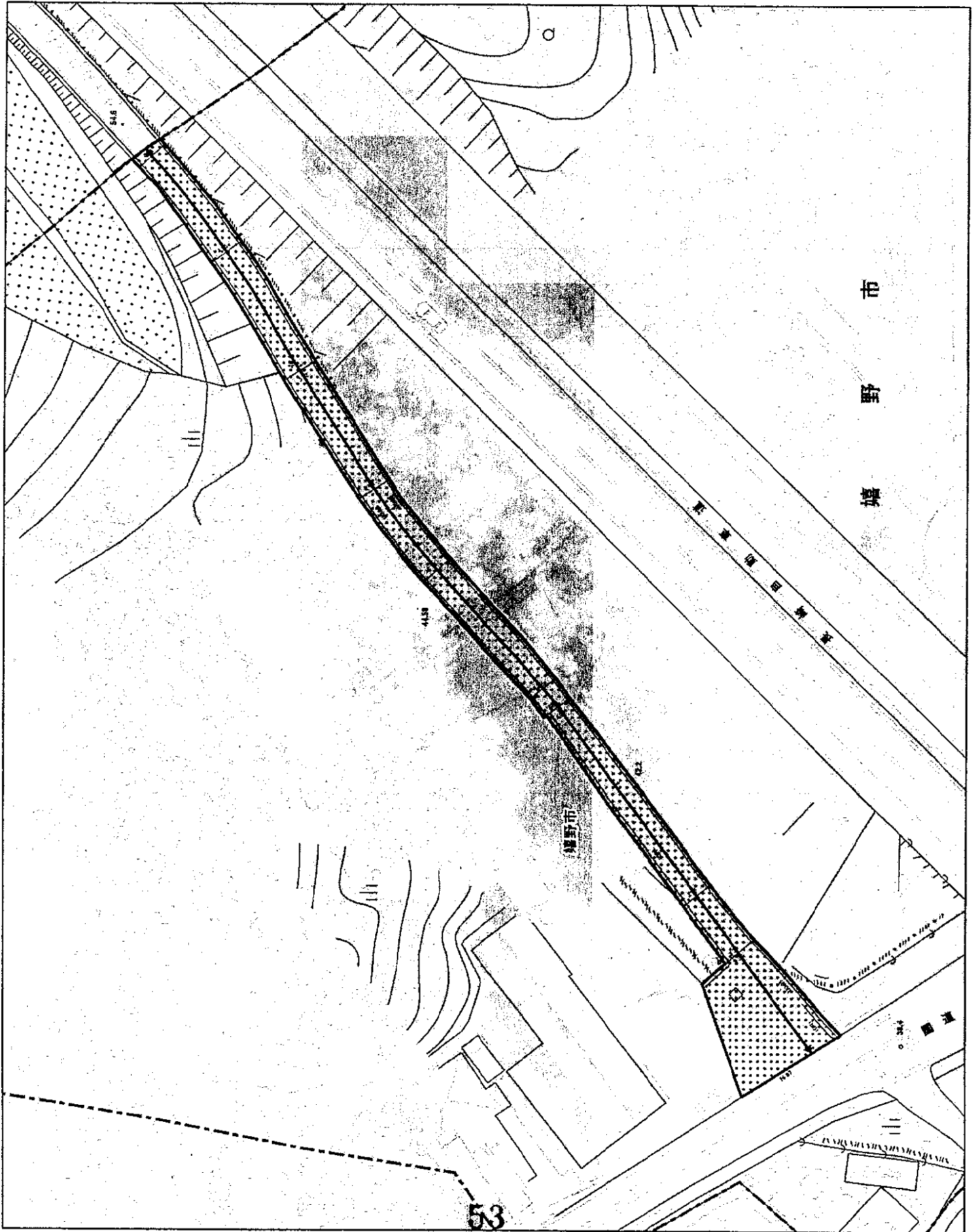


行政界

津野市域

津野市域区間

路線名：東西川壟線
市域外延長：162.1m
市域外面積：967.5m



市 野 壟

53

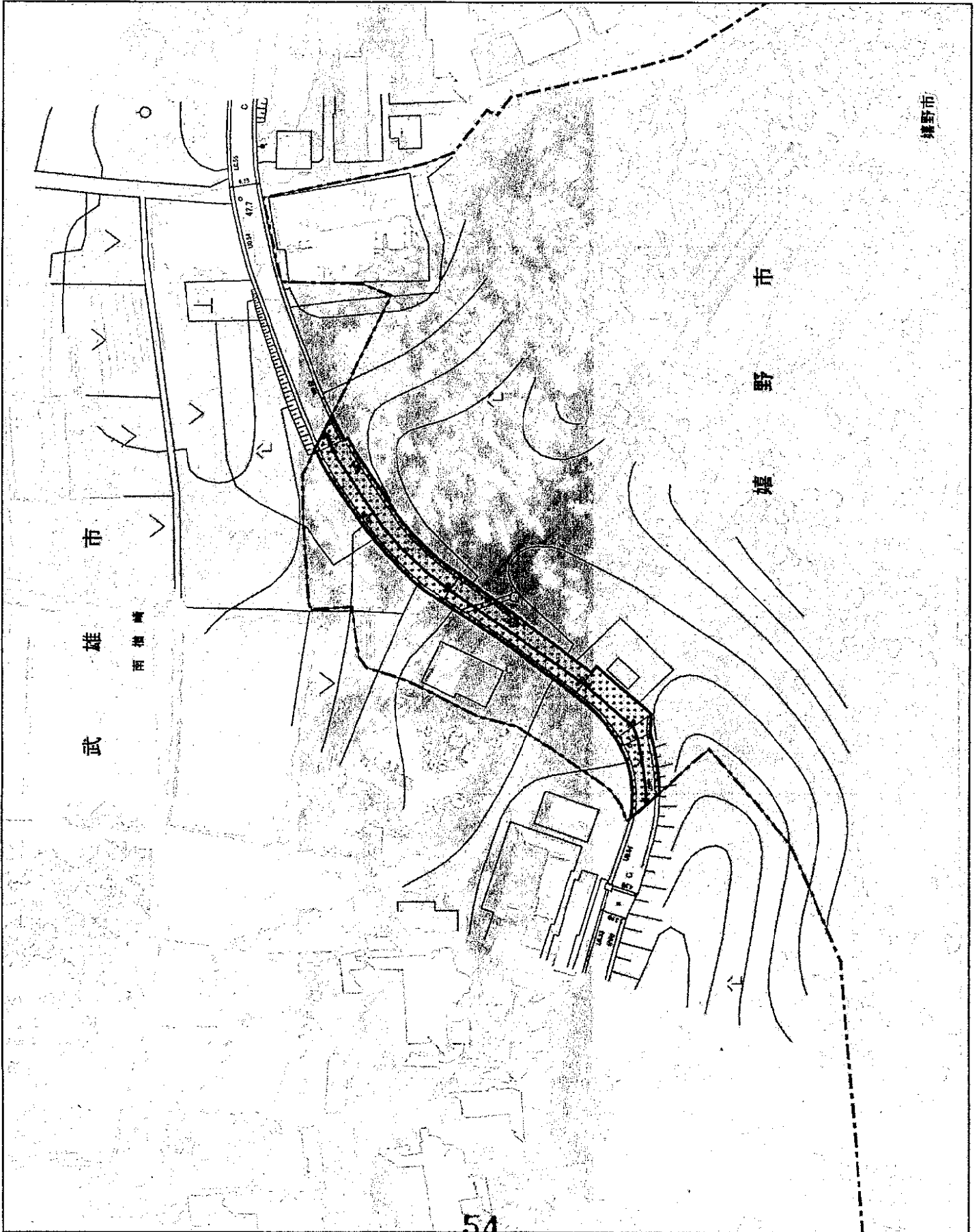
武雄市認定路線
確認圖



④

S=500

- 凡例
- 行政界
 - 雄野市域
 - 雄野市域区間



路線名：櫛崎南線
市域外延長：73.9m
市域外面積：342.6㎡

佐賀県西部広域環境組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

変 更 案			現 行		
(共同処理する事務) 第3条 組合は、 <u>ごみ処理施設の設置及び管理運営</u> に関する事務を共同処理する。			(共同処理する事務) 第3条 組合は、 <u>ごみ処理の広域化計画及び施設整備</u> に関する事務を共同処理する。		
別表(第14条関係)			別表(第14条関係)		
事務の区分	経費の区分	負担割合	事務の区分	経費の区分	負担割合
管理運営事業	<u>組合の運営及びごみ処理施設の管理運営に要する経費</u>	当該年度におけるごみの搬入量の割合	組合運営事務	<u>議会費及び総務費</u>	均等割 100分の15 人口割 100分の8.5
施設整備事業	<u>ごみ処理施設の整備に要する経費</u>	均等割 100分の10 人口割 100分の90	ごみ処理事業	<u>ごみ処理の広域化計画及び処理施設の整備に要する経費</u>	均等割 100分の10 人口割 100分の90